

# 新連合システム バージョンアップ資料 経理(20年基準)

2011年 3月 17日

NRI 社会情報システム株式会社

## もくじ

1. バージョンアップ内容	1
2. 随時集計	19
【不整合チェック機能の強化】	19
1. 貸借対照表内訳表・正味財産増減計算書内訳表に関する チェックの強化 (②④⑧⑨)	19
3. 消費税	21
【消費税処理の流れ】	21
【事前の設定】	22
1. 消費税集計「する/しない」の設定	22
2. 科目の消費税区分の設定	23
【消費税集計・集計額の振分け】	26
1. 集計処理	26
2. 振分け処理	27
【消費税帳票の出力】	29
1. 帳票出力前の設定	29
2. 帳票の出力	30

## 1. バージョンアップ内容

今回のバージョンアップでは、主に以下の機能追加を行いました。

- 不整合チェック機能の強化 (P3)

貸借対照表内訳表、正味財産増減計算書内訳表に関するチェックを強化しました。

- 消費税 (P4)

消費税集計機能を追加しました。

その他の変更内容も含めた機能別の変更内容については、次ページ以降の<<バージョンアップ内容一覧>>をご覧ください。

また、詳細内容については、P3 以降をご覧ください。

《バージョンアップ内容一覧》

分類	メニュー・帳票	改善内容	頁
随時帳票	不整合チェック	貸借対照表内訳表、正味財産増減計算書内訳表に関するチェックを強化しました。	P3
消費税処理	消費税集計 消費税帳票	消費税集計および帳票出力機能を追加しました。	P4
決算処理	不整合チェック	貸借対照表内訳表、正味財産増減計算書内訳表に関するチェックを強化しました。	P3
経理管理	経理管理マスタ保守	消費税の算出に関わる不課税収入科目を設定するための ＜消費税区分明細書設定＞欄を追加しました。	P12

## 2. 随時帳票

### 【不整合チェック機能の強化】

「貸借対照表内訳表」「正味財産増減計算書内訳表」に関するチェックを強化しました。

※ 「不整合チェック」:

- ・「随時帳票」 > 「各種帳票作成」 > 「不整合チェック」
- ・「決算処理」 > 「決算準備・年度更新」 > 「不整合チェック」

見本連合		不整合チェック結果		平成28年08月08日 作成
		平成22年04月01日 ~ 平成28年03月31日		
No	チェック内容	チェック結果		
①	【貸借対照表：資産合計】 = 【貸借対照表：負債及び正味財産合計】	○		
②	【貸借対照表内訳表：資産合計】 = 【貸借対照表内訳表：負債及び正味財産合計】			
	実施事業等会計	○		
	その他会計	-		
	法人会計	○		
③	【貸借対照表：当年度『一般（指定）正味財産』】 = 【正味財産増減計算書：当年度『一般（指定）正味財産期末残高』】	○		
④	【貸借対照表内訳表：『一般（指定）正味財産』】 = 【正味財産増減計算書内訳表：『一般（指定）正味財産期末残高』】			
	実施事業等会計	○		
	その他会計	-		
	法人会計	○		
⑤	【貸借対照表：前年度『一般（指定）正味財産』】 = 【正味財産増減計算書：当年度『一般（指定）正味財産期首残高』】	-		
⑥	【貸借対照表：増減『一般（指定）正味財産』】 = 【正味財産増減計算書：当年度『当期一般（指定）正味財産増減額』】	-		
⑦	【貸借対照表：正味財産合計】 = 【正味財産増減計算書：正味財産期末残高】	○		
⑧	【貸借対照表内訳表：正味財産合計】 = 【正味財産増減計算書内訳表：正味財産期末残高】			
	実施事業等会計	○		
	その他会計	-		
	法人会計	○		
⑨	【貸借対照表内訳表】			
	実施事業等会計のすべての残高が0以上であること	○		
	その他会計のすべての残高が0以上であること	-		
	法人会計のすべての残高が0以上であること	○		
⑩	【正味財産増減計算書：受取配分金】 = 【正味財産増減計算書：支払配分金】	-		

※チェック結果に「×」がある場合は、各チェック内容の金額を確認してください。  
 ※チェック結果に「-」がある場合は、今年度チェック対象外となる項目です。  
 ※⑩の受取配分金、支払配分金については経理管理で設定した科目の合計でチェックします。

### 1. 貸借対照表内訳表・正味財産増減計算書内訳表に関するチェックの強化（②④⑧⑨）

会計区分ごとに不整合をチェックできるようになりました。

#### <追加したチェック項目>

②【貸借対照表内訳表：資産合計】 = 【貸借対照表内訳表：負債および正味財産合計】

→ ①の内容を、会計区分ごとに確認します。

④【貸借対照表内訳表：『一般（指定）正味財産』】 =

【正味財産増減計算書内訳表：『一般（指定）正味財産期末残高』】

→ ③の内容を、会計区分ごとに確認します。

⑧【貸借対照表内訳表：正味財産合計】 = 【正味財産増減計算書内訳表：正味財産期末残高】

→ ⑦の内容を、会計区分ごとに確認します。

⑨【貸借対照表内訳表】（資産・負債の残高が0以上であること）

→ 会計区分ごとに、各科目の残高がマイナスになっていないことを確認します。

### 3. 消費税

消費税集計機能を追加しました。

#### 【消費税処理の流れ】

以下の順番に設定・処理を行ってください。

	処 理	説 明	ページ
事前の設定	消費税処理「する/しない」の設定	「経理管理マスタ保守」の<全体>にて、消費税処理の「する/しない」を設定します。	P5
	科目の消費税区分の設定	「科目マスタ保守」「科目マスタ保守(注記)」にて、科目ごとに消費税区分を設定します。	P6
消費税集計・振分け	消費税集計・集計額の振分け	「消費税集計」より、集計と、金額の振分けを行います。	P9
帳票の出力	帳票出力前の設定 (不課税収入科目の設定)	「経理管理マスタ保守」の<消費税区分明細書設定>より、消費税の算出に関わる不課税収入科目の設定を行います。	P12
	消費税帳票の出力	「各種帳票作成」より、帳票(エクセルファイル)を出力します。 新連合システムから自動で設定ができない項目の金額がある場合は、エクセルファイルへ直接金額を入力し、納付税額を算出します。	P13

#### ◆ 新連合システムでの消費税計算について！

本則課税方式にて計算を行います。簡易課税方式には対応していません。

また、課税売上割合が95%未満で、特定収入割合が5%を超える場合の「控除対象仕入税額」は、「個別対応方式」で計算します。

なお消費税計算結果は、申告書に転記する参考資料として作成しているため、念のため連合会様でご確認の上、ご利用いただくようお願いいたします。

#### ◆ 消費税に関する内容のお問い合わせについて！

消費税に関する内容(消費税の仕組みや、課税・非課税・不課税の取扱い、仕入控除の可否の判断に迷われた場合など)については、上部団体・会計事務所または税務署へご確認ください。また、以下のサイトに消費税に関する資料が掲載されておりますので、こちらもご確認ください。

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippan.joho/pamph/01.htm>

(「国税庁>税について調べる>パンフレット・手引き」内の「消費税関係」)(2011年3月2日現在)

## 【事前の設定】

### 1. 消費税集計「する/しない」の設定

「経理管理マスタ保守」にて当年度の消費税集計の「する/しない」を設定します。

- (1) 「経理管理」 > 「経理管理マスタ保守」をクリックします。
- (2) <全体>の「消費税処理」を設定し、**登録** ボタンをクリックします。

経理管理マスタ保守

登録 (全体)

平成22年度

伝票番号付番区分: 月次連番

同一伝票番号付番区分: 月次連番

注記伝票番号付番区分: 年次連番

伝票確定年月日

注記伝票確定年月日

消費税処理: する

【番号設定】

<月次連番>											
4月.	5月.	6月.	7月.	8月.	9月.	10月.	11月.	12月.			
1	3		1	1	1	1	2	1			
<同一月次連番>											
4月.	5月.										12月.
1	1										1
<年次連番・その他>											
1	2										

当期伝票番号.	繰越仕訳伝票番号.	同一伝票番号.	来期同一伝票番号.	当期注記伝票番号.	来期注記伝票番号.
1	10042	1	1	4	1

指定正味財産	実施事業等会計	その他会計	法人会計
うち基本財産への充当額.	0	0	0

【消費税処理】

する	当年度に消費税処理を行う場合
しない	当年度に消費税処理を行わない場合

※ 消費税処理を行わない場合は、以降の設定は必要ありません。

## 2. 科目の消費税区分の設定

「科目マスタ保守」「科目マスタ保守(注記)」(以下、両方を差す時は、「各科目マスタ保守」と呼びます。)より、科目ごとに、消費税区分を設定します。

「各科目マスタ保守」にて、科目ごとに消費税区分を設定しておく、「各科目マスタ保守」に設定された内容をもとに消費税集計を行うことができます。

また、伝票登録の際は、「各科目マスタ保守」にて設定した消費税区分が初期値としてセットされます。

※ すでに「各科目マスタ保守」にて消費税区分を設定されている連合会様も、今回、「不課税・特定収入」の消費税区分が細分化されていますので、改めて確認・設定をお願いします。

### ■ 消費税区分について

今回、消費税機能の追加に伴い、消費税区分コードが変更になっています。

従来の「不課税・特定」については、用途別に3つの区分に分かれました。

#### <新しい消費税区分の置き換えについて>

今までの消費税区分は、バージョンアップの際に、新しい消費税区分へ置き換えますが、「不課税・特定」以外、内容の変更はありません。

従来の「不課税・特定」については、すべて「不課税・特定・課税」に置き換えていますので、バージョンアップ前に「各科目マスタ」にて消費税区分を設定されていた場合は、「不課税・特定・課税」が設定されている科目について、内容を確認し、必要があれば消費税区分を変更してください。

#### <消費税区分>

科目種別	消費税区分	内容
収益・収入(注記)	11 不課税・特定・課税	基本的に、「受取補助金等」の不課税収入分となります。 「11.不課税・特定・課税」は、補助金のうち、課税仕入れに用途が特定された金額が該当します。 「12.不課税・特定・非課税」は、補助金のうち、特定支出(課税仕入れ外)のためにのみ使用することとされた金額が該当します。 科目マスタ保守では、科目ごとに消費税区分を設定するため、1つの科目に対して「11.不課税・特定・課税」「12.不課税・特定・非課税」の両方を設定することはできません。 科目マスタ保守で設定する時点では、どちらかを設定し、伝票入力や振分け処理の時点で金額を分けてください。 ※「不課税・特定・非課税」については、消費税法上、特定収入に該当しない金額となり、特定収入に係る仕入税額の控除計算には関係しません。
	12 不課税・特定・非課税	
	13 不課税・特定・その他	用途不特定の特定収入です。 基本的には、受取会費・受取寄附金が該当します。



科目種別	消費税区分		内容
収益・ 収入（注記）	14	不課税・その他	特定収入に該当しない不課税収入です。 以下の内容が該当します。 【消費税法上、特定収入に該当しないこととされている収入】 1. 通常の借入金等 2. 出資金 3. 預金・貯金及び預り金 4. 貸付回収金 5. 返還金及び還付金 ※【消費税法上、特定収入に該当しないこととされている収入】のうち、6（特定支出のみに使用することとされている収入）については、「12. 不課税・特定・非課税」に区分します。
	15	非課税	消費税法第6条に定められた非課税取引の収入です。基本的には、介護保険事業収益・受取利息が該当します。
	16	課税	課税収入です。資産の譲渡等の対価に該当する取引で、非課税以外の収入です。（受取配分金、受取事務費、受取材料費など）
	19	未確定・収入	取引内容によって消費税区分が変わる場合は、こちらの区分を設定し、伝票入力時に消費税区分を設定します。
費用・ 支出（注記）	21	控除有・補助	「控除有」（仕入控除有）は、「課税仕入れ」のことです。
	22	控除有・補助外	「補助」は、補助金から支出したもので、「補助外」は、補助金を使っていないもの（自前財源からの支出）になります。
	23	控除無・補助	「控除無」（仕入控除無）は、「課税仕入れ外」のことです。
	24	控除無・補助外	「補助」は、補助金から支出したもので、「補助外」は、補助金を使っていないもの（自前財源からの支出）になります。
	29	未確定・支出	取引内容によって消費税区分が変わる場合は、こちらの区分を設定し、伝票入力時に消費税区分を設定します。
全科目	90	その他	消費税計算対象外の科目（資産・負債・正味財産・システム計算用科目、収益・費用の一部の科目）および、伝票入力では使用しない上位の科目に設定する区分です。 ※ 消費税計算対象外の収益・費用科目 経理（16年基準）の時に、収支計算書科目とは連動しなかった正味財産増減計算書科目（収益・費用）が該当します。 例) 減価償却費、固定資産売却益、固定資産売却損、固定資産除却損 など

## ■ 設定手順

「各科目マスタ保守」にて、収益・費用科目と注記科目に対して消費税区分を設定します。

### <各科目に設定されている消費税区分の確認>

各科目に設定されている消費税区分は、「科目一覧表」「科目一覧表（注記）」（以下、両方を差す場合は、「各科目一覧表」と呼びます。）の「消費税区分」のコードをご覧ください。

「各科目一覧表」の出力手順については、下記「「ご利用の手引き」の該当箇所について」に記載されている箇所をご参照ください。

### <消費税区分の設定>

消費税区分は、収益・費用科目、注記科目（収入・支出）の使用している科目のうち、一番下位の科目（大中小区分が「3」の中科目）に対して設定します。

科目種別により設定画面が異なります。

科目種別	設定画面
収益・費用	科目マスタ保守
注記科目（収入・支出）	科目マスタ保守（注記）

「各科目マスタ」より、該当科目の<修正>ボタンにて消費税区分を設定し、**登録** ボタンをクリックします。

「各科目マスタ」から科目の<修正>ボタンを開き、内容を変更する手順については、下記「「新操作マニュアル」の該当箇所について」に記載されている箇所をご参照ください。

The screenshot shows the '科目マスタ保守' screen with the following fields and values:

対象	科目
科目コード	A1010000
短縮科目コード	402
上位科目略称	受
科目名(1)	〇〇受託事業収益
科目名(2)上段	〇〇受託事業収益
科目名(2)下段	
科目種別区分	収益
試算表区分	印字する
大中小区分	3
消費税区分	課税
貸借区分	なし
補助区分	なし
入力区分	入力する
センター使用(派適用)	<input type="radio"/> 使用する <input checked="" type="radio"/> 使用しない
減価償却相手科目コード	00000000
正味財産増減計算書区分	一般・経常増減
貸借対照表区分	

※「新連合システム操作マニュアル」の該当箇所について

各操作の手順については、「新連合システム操作マニュアル」に記載されております。操作手順がご不明な場合は、こちらをご参照ください。「新連合システム操作マニュアル」は、新連合システムよりダウンロードできます。

操作	該当箇所
「各科目一覧表」の出力	第22章-8-2.科目マスタ保守-2.科目一覧表の出力 第22章-8-3.科目マスタ保守(注記)-2.科目一覧表(注記)の出力
消費税区分の設定	第22章-8-2.科目マスタ保守-1.科目マスタ保守の確認と修正 第22章-8-3.科目マスタ保守(注記)-1.科目マスタ保守(注記)の確認と修正

## 【消費税集計・集計額の振分け】

当年度分の仕訳伝票・注記伝票で登録されている収益・費用科目、注記科目（収入・支出）の金額を集計し、集計額の振分けを行います。

### 1. 集計処理

#### ■ 集計のタイミング

当年度中の仕訳伝票の入力・確認が終わった後に行います。

当年度の消費税処理を始める際は、必ず消費税の集計が必要です。

また、一度集計を行った後に、新たに科目を追加した場合は、再集計が必要です。

#### ■ 操作手順

(1) 「消費税処理」 > 「消費税集計」をクリックします。

(2) 消費税集計画面が表示されます。

当年度で初めて消費税集計を行う場合は、**伝票集計** **科目集計** ボタンのどちらかをクリックして集計をします。

集計ボタン	説明
<b>伝票集計</b> ボタン	仕訳伝票に入力されている消費税区分で集計します。
<b>科目集計</b> ボタン	仕訳伝票に入力されている消費税区分で集計しますが、「その他」で登録されているものについては、「各科目マスタ」に設定されている消費税区分で集計します。

(3) 右記の確認メッセージが表示されます。

**OK** ボタンをクリックします。

(前回の集計結果はリセットされます。)

(4) 集計完了メッセージが表示されます。→次ページ「2. 振分け処理」へ続きます。

## 2. 振分け処理

集計結果を確認し、振分けを行います。

### ■ 金額の振分け

- (1) 消費税集計初期画面で **詳細** ボタンをクリックします。

- (2) **保護解除** ボタンをクリックします。

- (3) 各区分の「詳細」ボタンにて、金額を振分けます。

[決算額] と、各消費税区分に入っている金額の合計が同額になるよう振分けを行います。[その他] に金額がある場合は、該当の消費税区分へ振分け、[その他] には0を入力し、金額が残らないようにしてください。

ただし、消費税計算対象外科目 (※) については、[その他] へ金額を残します。

**科目別決算額**

**[消費税区分] 集計額**  
 この合計額が決算額と同額になるよう振分けてください。

**[その他]**  
 消費税計算対象外科目については、ここに金額が残らないように振分けてください。

※ 消費税計算対象外科目については、「消費税区分 [その他] の内容説明欄」(P7) をご覧ください。

### ■ 振分け途中で中断する場合

- (1) **登録** ボタンをクリックします。

[その他] に金額が残っている場合は、「「その他」欄に金額が存在します。このまま保存してもよろしいですか？」メッセージが表示されますが、**OK** ボタンをクリックし、画面を閉じます。

- (2) 「消費税処理」>「消費税集計」を開くと、前回の続きから振分けを行うことができます。

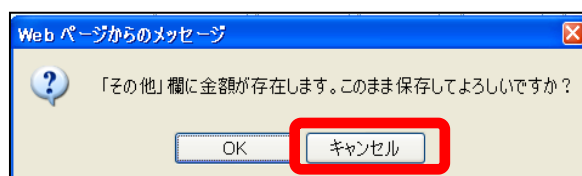
## ■ 金額の振分けが終わった後

- (1) 各科目の金額の振分けが終わったら、**登録** ボタンをクリックすると、消費税計算結果の保存時チェックを行います。

科目名	決算額	不課税				非課税	課税	その他
		課税	非課税	その他	その他			
労働者派遣事業収益	0	0	0	0	0	0	0	
労働者派遣事業収	0	0	0	0	0	0	0	

- (2) [その他] に金額が残っている科目がある場合は、下記のメッセージが表示されます。

**キャンセル** をクリックして該当科目に移動し、消費税計算対象科目の場合は、[その他] の金額が0になるように振分け後、**登録** ボタンをクリックします。消費税計算対象外科目にのみ金額が残っている場合は、再度 **登録** ボタンをクリックし、**OK** ボタンをクリックします。



また、決算額と各消費税区分へ振分けた金額の合計が一致しない科目がある場合は、下記のメッセージが表示され、エラーの科目行が赤く表示されます。該当科目の金額を修正し、**登録** ボタンをクリックします。

科目名	決算額	不課税				非課税	課税	その他
		課税	非課税	その他	その他			
労働者派遣事業収益	0	100	0	0	0	0	0	
労働者派遣事業収	0	100	0	0	0	0	0	

→振分け処理が終わったら、消費税の帳票を出力します。

【消費税帳票の出力】へ進みます。

## ◆ 集計・振分け処理に関する注意！

振分け処理が終わった後に、集計処理を行ってしまうと、振分けした内容がリセットされてしまいます。

振分け処理が終わった後は、集計処理は行わずに、帳票の出力へ進んでください。

## 【消費税帳票の出力】

### 1. 帳票出力前の設定

消費税の帳票を出力する前に、「経理管理マスタ保守」の<消費税区分明細書設定>にて、消費税の算出に関わる不課税収入科目の設定を行います。

- (1) 「経理管理」>「経理管理マスタ保守」をクリックします。
- (2) <消費税区分明細書設定>の、[区分]に対応する不課税収入科目が設定されていることを確認します。

<来期予算>		一般正味財産	指定正味財産		
		予算額	予算額		
実施事業等会計		0	0		
その他会計		0	0		
法人会計		0	0		
<当期予算>		一般正味財産	指定正味財産		
		予算額	確定額	予算額	確定額
実施事業等会計		0	0	0	0
その他会計		0	0	0	0
法人会計		0	0	0	0

[消費税区分明細書設定]		科目コード	科目参照	科目名
区分	補助金等の金額	A5010000		受取国庫補助金
		A5012000		受取(県)補助金
	寄附金	A6010000		受取寄附金
	出資に対する配当金			
	保険金			
	損害賠償金			
	会費	A4510000		正会員受取会費
		A4512000		特別会員受取会費
		A4514000		賛助会員受取会費
	借入金	43010000		(市)借入金収入
		43015000		短期借入金収入
		43020000		長期借入金収入

[区分] に対応する  
不課税収入の使用科目が設定  
されていることを確認します。

登録

<使用していない科目や、不課税収入ではない科目が設定されている場合>

該当科目の[科目コード]を **Delete** キーで消し、**登録** ボタンをクリックします。

<区分に対応する使用科目（不課税収入）の設定が抜けている場合>

該当する[区分]の、空いている[科目コード]欄へ、科目コードを入力します。

科目コードが分からない場合は、**科目参照** ボタンから選択します。

設定後、**登録** ボタンをクリックします。

※ 該当する使用科目のない[区分]については、科目を設定する必要はありません。

## 2. 帳票の出力

消費税帳票の EXCEL ファイルには、計算に必要な数式があらかじめ設定されていますので、新連合システムから自動で設定することができない項目についても、EXCEL へ直接入力し、消費税額を算出することが可能になっています。

### ■ 出力手順

- (1) 「消費税処理」 > 「各種帳票作成」 をクリックします。
- (2) 出力条件を設定し、**帳票出力** ボタンをクリックします。  
 また、各金額がある場合は、ここで入力します。

出力条件	内 容
事業所名	事業所名をプルダウンより、選択します。
課税売上げ及び非課税売上げに共通して要する課税仕入れ	課税売上割合が 95%未満で、「仕入控除税額」の計算に「個別対応方式」を採用している場合は、「課税売上げ及び非課税売上げに共通して要する課税仕入れ」の金額を入力します。 ※ シルバー人材センター様で、課税売上割合が 95%未満になる可能性があるのは、基本的に介護事業を実施している場合のみです。
返還等対価に係る金額	返還等対価に係る金額がある場合は入力します。 (税額ではなく、そのままの金額を入力します。)
貸倒れに係る金額	貸倒れに係る金額がある場合は、入力します。 (税額ではなく、そのままの金額を入力します。)
中間納付税額	中間納付税額がある場合は、入力します。

- (3) 以降は、他の帳票出力手順と同様です。

(4) 各シートに分かれて帳票が出力されます。

## ■ 出力される帳票の内容

### 支出明細書

費用・支出科目について、消費税区分別の金額の内訳が確認できます。

### 消費税区分明細書

収益・収入科目の消費税区分別の金額の内訳、費用・支出科目の「仕入控除有/無」の金額の内訳が確認できます。

また、「補助金等の金額」についての不整合チェックや、「計算表2」に関わる不課税収入科目が正しく設定されているかの確認ができます。

課税売上割合が95%未満で「個別対応方式」を採用している場合は、算出に必要な金額の入力を行います。

### 計算表1

「計算表1 資産の譲渡等の対価の額の計算表」です。

### 計算表2(1)

「計算表2 特定収入の金額及びその内訳書 (1) 特定収入、課税仕入れ等に係る特定収入、課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入の内訳表」です。



### 計算表 2 (2)

「計算表 2 特定収入の金額及びその内訳書(個別対応方式用) (2) 課税売上げにのみ要する課税仕入れ等にもみ用途が特定されている特定収入、課税・非課税売上げに共通して要する課税仕入れ等にもみ用途が特定されている特定収入の内訳書」です。

課税売上割合が 95%未満で「個別対応方式」を採用している場合に使用します。

### 計算表 3

「計算表 3 特定収入割合の計算表」です。

### 計算表 4

「計算表 4 調整割合の計算表」です。

特定収入割合が 5%を超える場合に使用します。

(特定収入割合が 5%以下の場合は、数字は入りません。)

### 計算表 5 (1)

「計算表 5 調整後の税額の計算表 (1) 課税売上割合が 95%以上の場合」です。

特定収入割合が 5%を超え、課税売上割合が 95%以上の場合に使用します。

(特定収入割合が 5%以下または課税売上割合が 95%未満の場合は、数字は入りません。)

### 計算表 5 (2)

「計算表 5 調整後の税額の計算表 (2) 課税売上割合が 95%未満で個別対応方式を採用している場合」です。

特定収入割合が 5%を超え、課税売上割合が 95%未満・「個別対応方式」を採用している場合に使用します。

(特定収入割合が 5%以下または課税売上割合が 95%以上の場合は、数字は入りません。)

### 附表 2

「附表 2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」です。

課税売上割合が 95%未満の場合は、仕入控除税額の算出方法(「個別対応方式」か「一括比例配分方式」)を選択します。

※ 課税売上割合 95%未満で、特定収入割合が 5%を超える場合は、「個別対応方式」にのみ対応しています。(「一括比例配分方式」を選択しても「控除対象税額」には、「個別対応方式」で算出された金額が表示されます。)

### 申告書

「申告書」の各項目の金額が表示されます。

ここで表示されている金額を、税務署へ提出する「申告書」へ転記してください。